文部科学省

民法等の一部を改正する法律（令和6年）の施行を踏まえた対応について

令和8年4月9日

文部科学省初等中等教育局

民法等の一部を改正する法律（令和６年）の施行を踏まえた対応について

文部科学省

（1） 文部科学省からはこれまで、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、**法務省が作成した改正法に関するパンフレット**や**概要に関する動画資料**を周知。

また、文部科学省を含む関係府省庁による連絡会議において作成された**「Ｑ＆A形式の解説資料」**について、学校教育に関する事項を盛り込むとともに、**法務省ホームページの情報とあわせて各都道府県教育委員会等に対して周知を依頼するとともに、適切に対応いただくよう依頼。**

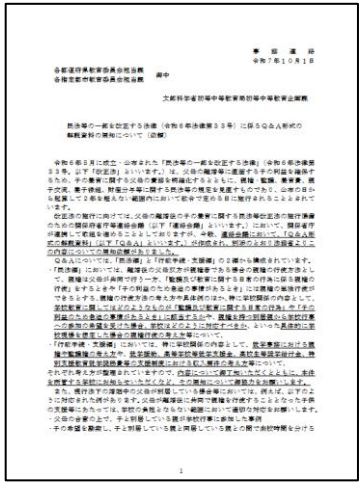

（2） 昨年10月及び本年2月に開催された**都道府県・指定都市教育委員会の担当者向けの会議**において、「Ｑ＆A形式の解説資料」を含む、**民法等の一部を改正する法律（令和6年）の施行に向けた対応について周知**を実施。その際、**「親権を持つ別居親から学校行事への参加の希望を受けた場合、どのように対応すべきか」**といった学校教育に関する主な記載事項について、個別に説明を実施。
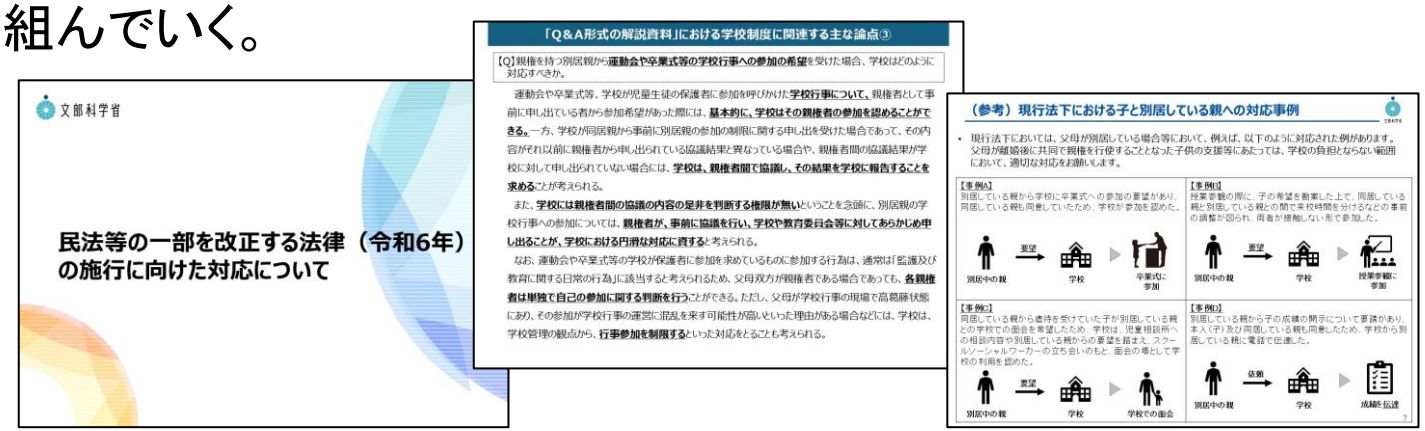
（3） 学校現場において適切な対応がなされるよう、引き続き様々な機会を捉えて、制度の趣旨やその運用の周知に取り組んでいく。